

那須塩原市農業委員会

第8回総会議事録

令和6年2月26日(月)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和6年2月26日（月）午後1時30分～午後2時20分

2. 場所：西那須野支所300会議室

3. 出席委員：19名

会長	7	加藤 拓央	委員	11	岡本 利江
会長職務代理者	14	金田 廣衛	”	12	木下 久雄
委員	2	秋元 誠	”	13	神藤 芳定
”	3	菊地 喜芳	”	15	辻野 岩男
”	4	槌江 栄作	”	16	菊地 瞳
”	5	君島 良一	”	17	松本 忠太
”	6	高瀬 和夫	”	18	一戸 養子
”	8	室井 孝美	”	19	菊地 寿行
”	9	斎藤 栄	”	20	白井 通
”	10	月井 喜美郎			

4. 欠席委員：石崎 清委員

5. 議事録署名人の指名：議席番号17番 松本 忠太委員、18番 一戸 養子委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第5条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市が作成する農地利用集積等促進計画案の協議に対する意見について
- 9) 議案第9号 令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(案)について
- 10) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 11) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

局長補佐兼農政係長 戸山 みどり 主査 印東 恵
農地係長 上野 純宏

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第8回総会を開会いたします。
 今回の欠席委員は、石崎清委員です。
 在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。
 次に「議事録署名人の指名」を行います。
 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。
 総会規則に基づき議長が指名することで、御異議はございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、議席番号17番松本忠太委員と18番一戸養子委員を指名いたします。
 議案第1号「買受適格証明願いについて（法第5条関係）」を議題といたします。
 番号1番について、菊地瞳委員の報告を求めます。

菊地瞳委員 議案第1号、番号1番について報告します。
 競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適切であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。
 競売への参加目的は店舗としての利用です。
 願い出内容は議案書記載のとおりです。
 競売地は、栃木県立黒磯高等学校より北へ約300メートルに位置しています。
 願い出地の立地状況は、願い出地は都市計画法上の用途区域内にある第3種農地であるため立地基準上問題ありません。
 事業計画は、願い出地を店舗として利用する内容となっています。
 すでに建築物があり店舗として利用しているため、落札後は現状のまま利用します。
 現地調査は、2月21日、午前9時50分頃に行いました。
 調査の結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題は無いと判断しました。地元調査員及び現地調査班としては証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
 番号1番について、質疑、御意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、菊地瞳委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。
 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
 なお、番号1番については取り下げとなりました。
 ここで議長を、金田廣衛会長職務代理者と交代します。

議長(職代) 引き続き総会を進めます。
 番号2番について、加藤拓央委員の報告を求めます。

加藤拓央委員 議案第2号、番号2番について報告します。
 農地を贈与する申請です。
 申請内容は議案書記載のとおりです。
 調査は、2月17日、午前11時頃、申請人宅で申請人から行いました。
 申請地は、沼野田和自治公民館より東へ約400メートルに位置しております。
 譲受人が申請に至った理由は、昭和40年代頃土地の交換分合により申請地を耕作してきたが、今回地籍調査により土地の登記が未処理であることが判明しました。そのことにより今回の申請に至りました。
 譲受人が所有する農地の利用状況は、水稻3.9ヘクタール、クレソン60アールを家族3人で耕作しています。
 申請地の耕作予定は、引き続き水稻を作付けする予定です。
 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号2番の申請は許可相当と判断しました。

議長(職代) 以上で調査報告を終わります。
報告が終わりました。
番号2番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、加藤 拓央委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

議長 《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
ここで議長を、加藤拓央会長と交代します。
引き続き総会を進めます。

高瀬和夫委員 番号3番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。
議案第2号、番号3番について報告します。
農地を売買する申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、2月11日、午後1時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。
申請地は、旧大貫小学校より北西へ約400メートルに位置しております。
譲受人が申請に至った理由は、申請地は譲受人が耕作する水田の隣にあるため、譲渡人から買って欲しいと頼まれ、今回の申請に至りました。
譲受人が所有する農地の利用状況は、水田1、927アール。トラクター3台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機3台を所有しています。
申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号3番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号3番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

秋元誠委員 《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。
番号4番について、秋元誠委員の報告を求めます。
議案第2号、番号4番について報告します。
農地を売買する申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、2月11日、午前11時頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、乃木神社より東へ約800メートルに位置しております。
譲受人が申請に至った理由は、譲受人は譲渡人の隣接耕作者であり、今般譲渡人から相続により取得した申請地について、農地売買の申し出があったことから今回の申請に至ったとのこと。
譲受人が所有する農地の利用状況は、譲受人は認定農業者として、トラクター4台、田植え機1台、コンバイン1台他を所有し、水稻約10.6ヘクタール、肉牛の飼育の経営を行っております。
申請地の耕作予定は、今までと同様に水稻の作付けを行うとのこと。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号4番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号4番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、秋元誠委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。
番号5番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太委員

議案第2号、番号5番について報告します。
農地を売買する申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、2月15日、午後4時頃、申請地で代理人から行いました。
申請地は、西富山自治公民館より北西へ約100メートルから400メートル及び北へ約1キロメートルに位置しております。
譲受人が申請に至った理由は、譲渡人は高齢であり、近年体調を崩し後継者もなく離農を考えていたところ、隣接の農地を耕作する譲受人より、農地として利用したいとのことで話があり、今回の申請に至りました。譲受人は市街化区域で経営しておりますが、今後の経営を考えて規模拡大を図り、経営の安定を図りたいとのことです。
譲受人が所有する農地の利用状況は、水稻278アール、桑畑322アールを作付けしています。トラクター4台、コンバイン1台、田植え機1台、その他各種農機具を所有しています。
申請地の耕作予定は、引き続き水稻を作付けするとのことです。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号5番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
番号5番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。
次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

金田廣衛委員

番号1番について、金田廣衛委員の報告を求めます。
議案第3号、番号1番について報告します。
申請地を貸駐車場として転用するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、JR那須塩原駅より東北東へ4キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請地は隣地に建設会社、車関連会社、介護施設があり、申請地を各駐車場として使用したいとのことです。
なお、申請地は相続により取得したものですが、相続の時点で農地として利用されておらず、農地として管理する義務があることを認識していなかったため、雑種地のような状態になってしまっております。今後は農地法を順守します。との顛末書が添付されております。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。申請地でしか事業の目的を達成することができないと認められるため立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に貸駐車場55台分を設置する内容となっています。
上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。
周囲に農地がないため、周辺農地に影響はありません。
現地調査は、2月21日、午前9時10分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。報告が終わりました。

議長

番号1番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。
番号1番について、斎藤栄委員の報告を求めます。

齋藤 栄委員 議案第4号、番号1番について報告します。
 本件は平成30年10月3日に取得した農地転用許可について事業完了とならず、承継人により計画を変更して事業を実施するための申請です。
 申請内容は議案書記載のとおりです。
 申請地は、JR西那須野駅より東へ約1キロメートルに位置しています。
 現地調査は、2月20日、午前9時10分頃に行いました。
 変更の理由は、当初計画人はホテルの駐車場の造成を計画していましたが、譲渡人から一方的に売買契約を解除されてしまい、計画を遂行することが出来ませんでした。
 今回承継人より建売分譲地として利用したいとの申し出があり本申請に至りました。
 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
 番号1番について、質疑、御意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、齋藤栄委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号1番については変更を承認することに決しました。
 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

齋藤栄委員 番号1番について、齋藤栄委員の報告を求めます。
 議案第5号、番号1番について報告します。
 売買により建売分譲地として転用するための申請です。
 申請内容は議案書記載のとおりです。
 申請地は、JR西那須野駅より東へ約1キロメートルに位置しています。
 申請に至った経緯は、申請人は不動産売買、建築業を主体とする不動産業者です。申請地の近隣には、JR西那須野駅、小・中学校、高校、商業施設などがあり、建売分譲に適した土地であることから、今回の申請に至りました。
 申請地の立地状況は、申請地は、市街化の傾向が著しい区域に近接し市街地化が見込まれる区域であるため、第2種農地区分となります。
 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。
 事業計画は、申請地に建売住宅21棟を建築する内容となっています。
 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。
 周囲にコンクリートブロック及びL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
 現地調査は、2月20日、午前9時10分頃に行いました。
 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号1番について、事務局から補足願います。
 上野農地係長 番号1番について補足します。
 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法の許可日と同日となります。以上です。

議長 報告が終わりました。
 番号1番について、質疑、御意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、齋藤栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号1番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

岡本利江委員 番号2番及び3番について、岡本利江委員の報告を求めます。
 議案第5号、番号2番について報告します。
 賃借により資材置場として一時転用するための申請です。
 申請内容は議案書記載のとおりです。
 申請地は、旧箒根中学校跡地より北へ約50メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、本案件は県発注道路改良工事の資材置場として工事終了後、昨年12月17日までに農地に復元するというものとして一時転用許可を受けていた案件であるが、工期に遅れが生じ、令和6年3月25日までに工期が延長される予定であることから申請するものです。

なお、本件については令和5年8月25日付けで令和5年12月17日までの一時転用許可を取得していますが、工事に遅れが発生し農地法の手続きを失念してしまったものです。深く反省し、二度とこのような不始末を繰り返さないことを誓います。とする始末書が添付されております。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地を栃木県発注の道路改良工事のための資材置場として造成する内容となっています。

上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内自然浸透処理とします。

現地調査は、2月20日、午前10時5分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第5号、番号3番について報告します。

売買により宅地分譲として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、西那須野商工会館より東へ約200メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は那須塩原市を中心に小規模の宅地分譲、建売分譲を行っており、事業拡張の為、住環境も良く需要の見込める本申請地を計画しました。

なお、申請地は親から相続した土地であり、農地法の許可が必要であることの認識がなく、現在まで砂利敷きの駐車場として利用しておりました。今後はこのようなことがないように注意いたします。とする始末書が添付されております。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地1区画を造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は自然浸透処理とします。

農地との境界にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、2月20日、午前9時45分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号2番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、岡本利江委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に、番号3番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、岡本利江委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番について、神藤芳定委員の報告を求めます。

神藤芳定委員 議案第5号、番号4番について報告します。

使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、分水通りの豊住町交差点より北へ約200メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在アパートに住んでいるが、家族5人で暮らすのには手狭になり、実家で両親と同居を申し出たところ、弟もおり3世帯が同居する余地がなく、申請地に住宅を新築したいと申請に至ったとのことです。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるた

め、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に小堤を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、2月21日、午前9時35分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号4番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、神藤芳定委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、菊地寿行委員の報告を求めます。

菊地寿行委員

議案第5号、番号5番について報告します。

売買により道路として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より北東へ約1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は以前より研究用農地として賃借設定していましたが、隣接する資材庫等、農作業で使う道路が狭く不自由な状態です。そこで既存の道路を拡幅し運搬や大型作業機が通行できるようにしたいと思い今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。

申請地でしか事業の目的を達成することができないと認められるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地を農地への進入路として転用する内容となっています。

上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

耕作道の設置であるため、周辺農地への影響はありません。

現地調査は、2月21日、午前9時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号5番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番について、石崎清委員が欠席のため、事務局から報告を求めます。

上野農地係長

議案第5号、番号6番について石崎清委員に代わり報告します。

売買により一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、関谷南公園の南10メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、現在両親と同居し、子供の成長に伴い手狭になったことから、実家に近い場所に住宅を建築したいと思い申請に至りましたとのことです。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、2月20日、午前10時15分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号6番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。
次に、議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
番号1番について、石崎清委員が欠席のため、事務局から報告を求めます。

上野農地係長 議案第6号、番号1番について石崎清委員に代わり報告します。
非農地証明の願い出です。
願い出の内容は議案書記載のとおりです。
願い出地は那須塩原市塩原支所より南東へ約2.6キロメートルに位置しています。
現地調査は、2月20日、午前10時45分頃に行いました。
願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。
提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。
番号1番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。
番号2番について、菊地瞳委員の報告を求めます。

菊地瞳委員 議案第6号、番号2番について報告します。
非農地証明の願い出です。
願い出の内容は議案書記載のとおりです。
願い出地は、那須塩原市役所本庁舎より北東へ約300メートルに位置しています。
現地調査は、2月21日、午前10時5分頃に行いました。
願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、栃木県全域航空写真が添付されています。
提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号2番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、菊地瞳委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。
番号3番について、木下久雄委員の報告を求めます。

木下久雄委員 議案第6号、番号3番について報告します。
非農地証明の願い出です。
願い出の内容は議案書記載のとおりです。
願い出地は那須塩原市立三島小学校より北西へ約1キロメートルに位置しています。
現地調査は、2月20日、午前9時45分頃に行いました。
願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、国土地理院の空中写真が添付されています。
提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

議長	<p>以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。 報告が終わりました。 番号3番について、質疑、御意見はございますか。</p>
上野農地係長	<p>《特に意見なし》 無いようですので、木下久雄委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 議案第7号について、説明します。 農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。 議案書10ページから22ページまでが「利用権設定関係」の案件で50件、合計面積は282,247.70平方メートルとなります。この内16ページから22ページまでの32件、186,990.90平方メートルが中間管理事業の対象となります。続いて23ページが「所有権移転関係」の案件で2件、面積は、9,712平方メートルとなります。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市が作成する農地利用集積等促進計画案の協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
上野農地係長	<p>議案第8号について、説明します。 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画案は、農業委員会の決定を経て市長が作成するとなっていることから協議があったものです。 議案書24ページの1件、合計面積が6,048平方メートルとなります。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員から報告書の提出をいただき、問題は無いとのことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。 以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第8号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第9号「令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書（案）について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
戸山局長補佐	<p>本日追加で配付いたしました議案第9号「令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書（案）について」を御覧ください。 本議案は、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、市に提出する「令和6年度 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書（案）」につきまして、決定をお願いするものです。</p>

別冊を御覧ください。農業委員会の意見としましては、6つの大項目に分けております。意見書の詳細な内容について農業振興対策調査研究委員会、運営委員会で御確認いただいておりますので、この場では、要点の紹介とさせていただきます。

まず、1新規就農者・農業者支援に関するこの項目では、近年、農業者の数が年々減少していることから、新規就農者の確保や農業後継者の育成・確保のため、①安心して就農から経営確立まで行えるような長期的な支援の拡充、②経営の安定と自立に向けた経済的・技術的支援の拡充、③農業所得向上に向けた施策、④教育委員会と連携し、農業に親しむ授業の導入、⑤中山間地域など、地域の実情に合わせた支援について要望します。

次に、2担い手への農地利用の集積・集約に関するこの項目では、今後の持続可能な農業を促進するため、①小規模な基盤整備の推進や農業者負担の軽減支援、②耕作条件の悪い農地の周辺の整備、③農地所有者の地域の実情に応じた基盤整備に対する支援、④国等の補助事業の要件緩和への働きかけ、⑤法人化への支援について要望します。

次に、3遊休農地の対策に関するこの項目では、農業者の高齢化、後継者不足、収益低下等により今後遊休農地が一層増えるおそれがあるなか、農地を耕作可能な優良な農地として次世代へ引き継ぐ必要があることから、①遊休農地の再生に取り組む農業者に対し、再生作業を補助金で賄えるような支援について要望します。

次に、4農業経営に対する支援についての項目では、生産物の価格について、転嫁が行われない状況が続いているため、①農家全般が対象となるような、農業用肥料・資材・飼料等の高止まりに対する継続的支援、②農業生産コストの高騰に対する支援、生産物に適正な価格転嫁を行い農業経営が安定する支援を国・県へ働きかけることについて要望します。

次に、5鳥獣被害の対策に関するこの項目では、野生鳥獣による農作物被害の軽減を図り、農業や森林を守るため、①山林と農地との間の緩衝地帯の整備や電気柵設置の支援の拡充及び補修や更新の支援、②有害鳥獣の捕獲に対する支援の拡充について要望します。

最後に、6その他の項目で、(1)水田活用の直接支払交付金の見直しについては、制度に沿って転作に取り組んできた多数の農家が、支援の対象外となる可能性があり、離農や耕作放棄地の増加が懸念されることから、①一律に見直し後の制度適用を行わないことや、今後出てくる様々な課題をしっかりと検証すること、②生産現場の実情を十分踏まえた上での必要な支援、③農地及び集落の維持のため、生産者の所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組めるようにすることについて、国・県へ働きかけることを要望します。(2)地域ブランドによる高付加価値化については、生産者からは、農業所得の安定を求める意見が多く、また、生産者の生産意欲の向上と安定した所得が得られるようにするため、①生産者自ら本市産のブランド力向上に取り組める支援、②本市産農産物の魅力を発信する広報活動の充実、③販路拡大に向けた支援の充実について要望します。

以上、6項目について、(案)のとおり市に意見書の提出を行いたいと思います。

なお、市への提出は3月12日を予定しております。

説明は以上です。御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり決定しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

上野農地係長 追加の議案書26ページをご覧ください。

県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の意見答申があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が2件で、即日許可及び他法令と同日許可としております。以上です。

議長 報告が終わりました。
このことについて、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。
次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐 「追加資料27ページ」を御覧ください。
この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、1月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。
1月は、相続を原因とした権利移動の届出を12件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。報告は以上です。

議長 説明が終わりました。
このことについて、御意見ございますか。
《特に意見なし》
意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。
以上で全ての議事が終了いたしました。
慎重にご審議いただきありがとうございました。
これをもちまして、那須塩原市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

17番

議席番号

18番
